

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第44号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
10の2	特定非営利活動促進法 （平成10年法律第7号。 以下この項において 「法」という。）及び特定 非営利活動促進法施行条 例（平成10年静岡県条例 第40号）の施行に関する 次に掲げる事務（2以上 の市町の区域内に事務所 を設置する特定非営利活 動法人に係るものを除 く。） (1) (略) (2) 法第10条第2項（法 第25条第5項及び第34 条第5項において準用 する場合を含む。）の規 定による公告又はイン ターネットの利用によ る公表及び縦覧 (3)～(27) (略)	沼津市 富士市 磐田市 掛川 市 藤枝市	10の2	特定非営利活動促進法 （平成10年法律第7号。 以下この項において 「法」という。）及び特定 非営利活動促進法施行条 例（平成10年静岡県条例 第40号）の施行に関する 次に掲げる事務（2以上 の市町の区域内に事務所 を設置する特定非営利活 動法人に係るものを除 く。） (1) (略) (2) 法第10条第2項（法 第25条第5項及び第34 条第5項において準用 する場合を含む。）の規 定による公表及び縦覧 (3)～(27) (略)	沼津市 富士市 磐田市 掛川 市 藤枝市
10の3	特定非営利活動促進法 施行条例第4条第2項に 規定する書類の受付	沼津市 富士市 磐田市 掛川 市 藤枝市	10の3	削除	
(略)			(略)		
84	医薬品、医療機器等の	静岡市 浜松市	84	医薬品、医療機器等の	静岡市 浜松市

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）

(1)～(4) (略)

(5) 法第12条第1項の許可に係る申請書の受付（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項及び86の項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係るものを除く。）

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）

(1)～(4) (略)

(5) 法第12条第1項の許可に係る申請書の受付（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項及び86の項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係るもの及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この項において「電子的方法」という。）により行われる

(6) 法第13条第1項の許可に係る申請書の受付  
(薬局製造販売医薬品の製造に係るものを除く。)

(7) 法第13条の2の2第1項の登録に係る申請書の受付

(8)・(9) (略)

(10) 法第14条の8第3項の規定による届出に係る届出書の受付(薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われるもの(以下この項において「電子届出」という。)に係るものを除く。)

(11)・(12) (略)

(13) 法第23条の2第1項の許可に係る申請書の受付

申請(以下この項及び86の項において「電子申請」という。)に係るものを除く。)

(6) 法第13条第1項の許可に係る申請書の受付  
(薬局製造販売医薬品の製造に係るもの及び電子申請に係るものを除く。)

(7) 法第13条の2の2第1項の登録に係る申請書の受付(電子申請に係るものを除く。)

(8)・(9) (略)

(10) 法第14条の8第3項の規定による届出に係る届出書の受付(薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの及び電子的方法により行われるもの(以下この項において「電子届出」という。)に係るものを除く。)

(11)・(12) (略)

(13) 法第23条の2第1項の許可に係る申請書の受付(電子申請に係るものを除く。)

	<p>(14) 法第23条の2の3第1項の登録に係る申請書の受付</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) 法第23条の20第1項の許可に係る申請書の受付</p> <p>(18)～(24) (略)</p> <p>(25) 法第40条の2第1項の許可に係る申請書の受付</p> <p>(26)～(29) (略)</p> <p>(30) 法第68条の16第1項の承認に係る申請書の受付（(6)の申請書（法第13条第3項の更新に係るものを除く。）及び(14)の申請書（法第23条の2の3第3項の更新に係るものを除く。）と同時に提出されるものに係るものに<u>限る。</u>）及び法第68条の16第1項の承認に係る承認書の手交</p> <p>(31) (略)</p>	
	(略)	
86	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び	静岡市 浜松市
	<p>(14) 法第23条の2の3第1項の登録に係る申請書の受付（<u>電子申請に係るものを除く。</u>）</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) 法第23条の20第1項の許可に係る申請書の受付（<u>電子申請に係るものを除く。</u>）</p> <p>(18)～(24) (略)</p> <p>(25) 法第40条の2第1項の許可に係る申請書の受付（<u>電子申請に係るものを除く。</u>）</p> <p>(26)～(29) (略)</p> <p>(30) 法第68条の16第1項の承認に係る申請書の受付（(6)の申請書（法第13条第3項の更新に係るものを除く。）及び(14)の申請書（法第23条の2の3第3項の更新に係るものを除く。）と同時に提出されるものに係るものに<u>限り、電子申請に係るものを除く。</u>）及び法第68条の16第1項の承認に係る承認書の手交</p> <p>(31) (略)</p>	
	(略)	
86	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び	静岡市 浜松市

政令の施行のための規則  
の施行に関する次に掲げ  
る事務（動物用医薬品等  
に係るものを除く。）

(1)～(6) (略)

(7) 政令第5条第1項の  
書換え交付に係る申請  
書の受付及び同項の規  
定による申請に係る許  
可証の手交（薬局製造  
販売医薬品の製造販売  
に係るものを除く。）

(8) 政令第6条第1項の  
再交付に係る申請書の  
受付及び同項の規定に  
よる申請に係る許可証  
の手交（薬局製造販売  
医薬品の製造販売に係  
るものを除く。）

(9)～(11) (略)

(12) 政令第12条第1項の  
書換え交付に係る申請  
書の受付及び同項の規  
定による申請に係る許  
可証の手交（薬局製造  
販売医薬品の製造に係  
るものを除く。）

(13) 政令第13条第1項の  
再交付に係る申請書の  
受付及び同項の規定に

政令の施行のための規則  
の施行に関する次に掲げ  
る事務（動物用医薬品等  
に係るものを除く。）

(1)～(6) (略)

(7) 政令第5条第1項の  
書換え交付に係る申請  
書の受付（電子申請に  
係るものを除く。）及び  
同項の規定による申請  
に係る許可証の手交  
（薬局製造販売医薬品  
の製造販売に係るもの  
を除く。）

(8) 政令第6条第1項の  
再交付に係る申請書の  
受付（電子申請に係る  
ものを除く。）及び同項  
の規定による申請に係  
る許可証の手交（薬局  
製造販売医薬品の製造  
販売に係るものを除  
く。）

(9)～(11) (略)

(12) 政令第12条第1項の  
書換え交付に係る申請  
書の受付（電子申請に  
係るものを除く。）及び  
同項の規定による申請  
に係る許可証の手交  
（薬局製造販売医薬品  
の製造に係るものを除  
く。）

(13) 政令第13条第1項の  
再交付に係る申請書の  
受付（電子申請に係る

よる申請に係る許可証  
の手交（薬局製造販売  
医薬品の製造に係るも  
のを除く。）

(14)～(16) (略)

(17) 政令第16条の4第1  
項の書換え交付に係る  
申請書の受付及び同項  
の規定による申請に係  
る登録証の手交

(18) 政令第16条の5第1  
項の再交付に係る申請  
書の受付及び同項の規  
定による申請に係る登  
録証の手交

(19)～(21) (略)

(22) 政令第37条の2第1  
項の書換え交付に係る  
申請書の受付及び同項  
の規定による申請に係  
る許可証の手交

(23) 政令第37条の3第1  
項の再交付に係る申請  
書の受付及び同項の規  
定による申請に係る許  
可証の手交

(24)～(26) (略)

(27) 政令第37条の9第1  
項の書換え交付に係る

ものを除く。]及び同項  
の規定による申請に係  
る許可証の手交（薬局  
製造販売医薬品の製造  
に係るものを除く。）

(14)～(16) (略)

(17) 政令第16条の4第1  
項の書換え交付に係る  
申請書の受付（電子申  
請に係るものを除く。）  
及び同項の規定による  
申請に係る登録証の手  
交

(18) 政令第16条の5第1  
項の再交付に係る申請  
書の受付（電子申請に  
係るものを除く。）及び  
同項の規定による申請  
に係る登録証の手交

(19)～(21) (略)

(22) 政令第37条の2第1  
項の書換え交付に係る  
申請書の受付（電子申  
請に係るものを除く。）  
及び同項の規定による  
申請に係る許可証の手  
交

(23) 政令第37条の3第1  
項の再交付に係る申請  
書の受付（電子申請に  
係るものを除く。）及び  
同項の規定による申請  
に係る許可証の手交

(24)～(26) (略)

(27) 政令第37条の9第1  
項の書換え交付に係る

申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(28) 政令第37条の10第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(29)～(31) (略)

(32) 政令第43条の4第1項の書換え交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(33) 政令第43条の5第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(34)～(40) (略)

(41) 政令第55条において準用する政令第37条の9第1項の書換え交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(42) 政令第55条において準用する政令第37条の

申請書の受付 (電子申請に係るものを除く。) 及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(28) 政令第37条の10第1項の再交付に係る申請書の受付 (電子申請に係るものを除く。) 及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(29)～(31) (略)

(32) 政令第43条の4第1項の書換え交付に係る申請書の受付 (電子申請に係るものを除く。) 及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(33) 政令第43条の5第1項の再交付に係る申請書の受付 (電子申請に係るものを除く。) 及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(34)～(40) (略)

(41) 政令第55条において準用する政令第37条の9第1項の書換え交付に係る申請書の受付 (電子申請に係るものを除く。) 及び同項の規定による申請に係る許可証の手交

(42) 政令第55条において準用する政令第37条の

	10第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交			10第1項の再交付に係る申請書の受付(電子申請に係るものを除く。)及び同項の規定による申請に係る許可証の手交	
	(43)・(44) (略)			(43)・(44) (略)	
(略)			(略)		
103 の6	<u>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(導入計画に係る農地が一の市町の区域内のみにあるものに限る。)</u> (1) <u>法第4条第1項の認定</u> (2) <u>法第5条第1項の認定</u> (3) <u>法第5条第2項の認定の取消し</u> (4) <u>法第9条の規定による報告の要求</u>	静岡市 浜松市	103 の6	削除	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の10の2の項及び103の6の項の改正 公布の日
  - (2) 別表第1の10の3の項の改正 令和4年12月1日
  - (3) 別表第1の84の項及び86の項の改正 令和5年1月11日
- 2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の静岡県事務処理の特例に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第1の103の6の項(1)の認定



については、なお従前の例による。

- 3 法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例別表第1の103の6の項(3)の認定の取消し及び(4)の報告の要求については、なお従前の例による。